

境界点写真

所在 鳥取市三津字砂所ノ一869番7

No.1

境界点 K1		境界点 K2			
◇境界標識	金属標（永久標識） 既存	◇境界標識の種類	金属標（永久標識） 令和4年7月29日設置		
◇確認の状況	令和4年7月26日、関係者ら立ち合いの上確認したものである。 法務局備付地積測量図の成果と対査したところ、現存の当該金属標識が境界点であることを確認した。	◇確認の状況	令和4年7月26日、関係者ら立ち合いの上確認したものである。 法務局備付地積測量図の成果をもとに復元を行ったところ、現存のコンクリート壁（フェンス基礎）は鳥取県厚生事業団様敷地内となる筆界線であることを確認した。		
◇撮影年月日	令和4年8月1日	◇撮影年月日	令和4年8月1日		
近景		近景			
<p>撮影番号①</p> 		<p>撮影番号④</p> 			
遠景1		遠景1			
<p>撮影番号②</p> 		<p>撮影番号⑤</p> 			
遠景2		遠景2			
<p>撮影番号③</p> 		<p>撮影番号⑥</p> 			

境界点写真

所在 鳥取市三津字砂所ノ一869番7

No.2

境界点 K3		境界点 K4	
◇境界標識	金属標（永久標識） 令和4年7月29日設置	◇境界標識の種類	金属標（永久標識） 令和4年7月29日設置
◇確認の状況	令和4年7月26日、関係者ら立ち合いの上確認したものである。 法務局備付地積測量図の成果をもとに復元を行ったところ、現存のコンクリート壁（フェンス基礎）は鳥取県厚生事業団様敷地内となる筆界線であることを確認した。	◇確認の状況	令和4年7月26日、関係者ら立ち合いの上確認したものである。 法務局備付地積測量図の成果をもとに復元を行ったところ、現存のコンクリート壁（フェンス基礎）は鳥取県厚生事業団様敷地内となる筆界線であることを確認した。
◇撮影年月日	令和4年8月1日	◇撮影年月日	令和4年8月1日
近景		近景	
撮影番号⑦		撮影番号⑩	
遠景1		遠景1	
撮影番号⑧		撮影番号⑪	
遠景2		遠景2	
撮影番号⑨		撮影番号⑫	

境界点写真

所在 鳥取市三津字砂所ノ一869番7

No.3

境界点 K5		境界点 K6	
◇境界標識	コンクリート杭(永久標識) 令和4年7月29日設置	◇境界標識の種類	コンクリート杭(永久標識) 令和4年7月29日設置
◇確認の状況	令和4年7月26日、関係者ら立ち合いの上確認したものである。 法務局備付地積測量図の成果をもとに復元を行い、 関係者らと確認した。	◇確認の状況	令和4年7月26日、関係者ら立ち合いの上確認したものである。 法務局備付地積測量図の成果をもとに復元を行い、 関係者らと確認した。
◇撮影年月日	令和4年8月1日	◇撮影年月日	令和4年8月1日
近景		近景	
撮影番号⑬		撮影番号⑯	
遠景1		遠景1	
撮影番号⑭		撮影番号⑰	
遠景2		遠景2	
撮影番号⑮		撮影番号⑱	